



発行 新潟県

第 93 号

平成24年11月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1398 道路の区域変更（道路管理課）
- 1399 道路の供用開始（道路管理課）
- 1400 道路の区域変更（道路管理課）
- 1401 道路の区域変更（道路管理課）
- 1402 道路の供用開始（道路管理課）
- 1403 道路の供用開始（道路管理課）
- 1404 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1405 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1406 都市計画の変更（都市政策課）
- 1407 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

選挙管理委員会規程

- 13 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 14 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 103 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間（選挙管理委員会）
- 104 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間（選挙管理委員会）
- 105 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 岩野塚山線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延	長
---	---	------	-----------	---	---

小千谷市片貝町字菅之谷 10520 番 2 から	新	10.4～33.0メートル	357.0メートル
同市片貝町字七曲10568番 1 まで	旧	4.5～21.8メートル	406.5メートル

◎新潟県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 岩野塚山線
- 2 供用開始の区間
小千谷市片貝町字菅之谷10520番 2 から同市片貝町字七曲10568番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月30日

◎新潟県告示第1400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市山口字野付 286 番 1 から	新	8.6～10.9メートル	63.4メートル
同市山口字野付291番 3 まで	旧	8.6～12.0メートル	63.4メートル

◎新潟県告示第1401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仲田塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市竹俣字追出81番 1 から	新	8.2～21.1メートル	232.7メートル

同市竹俣字追出89番 1 まで	旧	6.1～10.3メートル	207.8メートル
-----------------	---	--------------	-----------

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 仲田塩沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市竹俣字追出81番 1 から同市竹俣字追出89番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月30日

◎新潟県告示第1403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 板倉直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市大字下門前字長楽寺557番 1 から同市大字春日新田字浄教寺1487番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月30日

◎新潟県告示第1404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中宿2区地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中宿1区地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二社川地区	糸魚川市大字中宿・中浜	次の図のとおり	土石流
一度谷地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	土石流
宮谷川地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	土石流
石動川地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	土石流
大久保地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	地すべり

市野々(2)地区	糸魚川市大字市野々	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野々地区	糸魚川市大字市野々	次の図のとおり	地すべり
御前山地区	糸魚川市大字御前山	次の図のとおり	土石流
御前山地区	糸魚川市大字御前山	次の図のとおり	地すべり
砂場(2)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(3)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(4)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(5)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(6)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(7)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	土石流
大嵐地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	地すべり
砂場地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	地すべり
大平地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木登地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	地すべり
余山地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	土石流
余山地区	糸魚川市大字田中	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(3)地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(1)地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(2)地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白坂地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西名新田(1)地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西名新田(2)地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西名新田(3)地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐古市田地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	土石流
大平峠地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	地すべり
水上沢地区	魚沼市栗山・田中	次の図のとおり	土石流
浅の沢(1)地区	魚沼市栗山・田中	次の図のとおり	土石流
浅の沢(2)地区	魚沼市栗山・田中	次の図のとおり	土石流
行沢地区	魚沼市栗山	次の図のとおり	土石流
栗山地区	魚沼市栗山	次の図のとおり	地すべり
居平地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道上地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道下地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
末沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五味沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向白板地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
休場地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白川(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白川(2)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白川(3)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居平(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
末沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦の沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
浦の沢(2)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流

赤坂沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
五味沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
真木沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
滝沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
末沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
末沢(2)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
田ノ沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
五味沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
大白川(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
大白川(2)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
大白川(3)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
大白川(4)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
大原地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	地すべり
大白川地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	地すべり
立安地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	地すべり
葎沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ上地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎沢南地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上葎沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎沢(1)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎沢(2)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎沢(3)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
水頭沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
白板沢川地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
品木沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流

東唐沢(1)地区	魚沼市葦沢	次の図のとおり	土石流
東唐沢(2)地区	魚沼市葦沢	次の図のとおり	土石流
中之沢地区	魚沼市葦沢	次の図のとおり	土石流
西之沢地区	魚沼市葦沢	次の図のとおり	土石流
高倉地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(4)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(5)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(6)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水頭沢川地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
高倉地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	地すべり
高倉西地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(1)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(2)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(3)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貫木沢川地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
越沢川地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
貫木地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	地すべり
灰庭地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	地すべり
石休地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貫木沢地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大宿地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大宿沢地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
下之沢地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	地すべり
赤坂地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	地すべり
二分地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二分西地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

二分(1)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
二分(2)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
大清水地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中宿2区地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二社川地区	糸魚川市大字中宿・中浜	次の図のとおり	土石流
一度谷地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	土石流
宮谷川地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	土石流
石動川地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	土石流
御前山地区	糸魚川市大字御前山	次の図のとおり	土石流
砂場(2)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(3)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(4)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(5)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(6)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場(7)地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂場地区	糸魚川市大字砂場	次の図のとおり	土石流
大平地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(3)地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(1)地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中(2)地区	魚沼市田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白坂地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西名新田(1)地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西名新田(2)地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西名新田(3)地区	魚沼市西名新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	魚沼市栗山・田中	次の図のとおり	土石流
道上地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道下地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
末沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五味沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
休場地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白川(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白川(2)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白川(3)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居平(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桂沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤坂沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
末沢(1)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流

末沢(2)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
田ノ沢地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
大白川(4)地区	魚沼市大白川	次の図のとおり	土石流
葎沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ上地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎沢(1)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎沢(3)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
水頭沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
白板沢川地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
品木沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
東唐沢(1)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
東唐沢(2)地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
中之沢地区	魚沼市葎沢	次の図のとおり	土石流
高倉地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(4)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(5)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(6)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉西地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(1)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(3)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貫木沢川地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流
石休地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貫木沢地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大宿地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二分地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

二分西地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二分(2)地区	魚沼市高倉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1406号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成24年11月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 長岡都市計画道路
- 2 名称 3・4・103号 見附下新町線

◎新潟県告示第1407号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年11月30日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年11月 7 日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市上十日町字法道136番 1、 136番 5、135番 3 の内	5.78 ～5.95	51.79

公 告

予算の公表について（公告）

平成24年11月20日専決処分をした平成24年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,317,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,378,626,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 149,272,182	千円 1,317,936	千円 150,590,118	
	第3項 委託金	2,229,194	1,317,936	3,547,130	
歳入	合計	1,377,308,230	1,317,936	1,378,626,166	

2 歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第2款 総務費		千円 33,837,596	千円 1,317,936	千円 35,155,532
	第6項 選挙費	1,102,647	1,317,936	2,420,583
歳 出 合 計		1,377,308,230	1,317,936	1,378,626,166

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオほか6者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
（変更前）株式会社水澤家具ほか10者
（変更後）株式会社ドン・キホーテほか7者
- 3 変更年月日
平成21年10月1日ほか
- 4 変更の理由
テナント変更のため。
- 5 届出年月日
平成24年11月19日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成24年11月30日から平成25年3月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオほか6者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ドン・キホーテ
（変更前）午前10時から午後7時
（変更後）24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
（変更前）午前8時30分から午後12時00分
（変更後）24時間

- 3 変更を予定する年月日
平成24年12月14日
- 4 変更の理由
店舗運営計画の変更のため。
- 5 届出年月日
平成24年11月19日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年11月30日から平成25年3月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年11月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 (仮称) ケーズデンキ胎内店
所在地 胎内市大川町3144番地外
設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年7月13日
- 3 意見の概要
(1) 胎内市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年11月30日から平成24年12月30日まで

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第4（第43条関係）				別表第4（第43条関係）			
1（略） （略）				1（略） （略）			
2（略） （略）				2（略） （略）			
3（略）				3（略）			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
<u>株式会社新潟放送</u>	1	株式会社新潟放送	1	<u>株式会社新潟総合テレビ</u>	1	株式会社新潟放送	1
株式会社テレビ新潟放送網	1			株式会社テレビ新潟放送網	1		
株式会社新潟テレビ二十一	1			株式会社新潟テレビ二十一	1		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第14号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市東区	(略) 地域密着型介護老人福祉施設 あわやまの里 <u>特別養護老人ホーム山王苑にいがた</u>	(略) 新潟市東区栗山 455-1 <u>新潟市東区海老ヶ瀬 643 番地</u>	新潟市東区	(略) 地域密着型介護老人福祉施設 あわやまの里	(略) 新潟市東区栗山 455-1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市中央区	(略) 有料老人ホームアーバンリビング鳥屋野 <u>介護付有料老人ホーム愛広苑壱番館</u>	(略) 新潟市中央区小張木 1-4-5 <u>新潟市中央区田町 1 丁目 3239 番地 1</u>	新潟市中央区	(略) 有料老人ホームアーバンリビング鳥屋野	(略) 新潟市中央区小張木 1-4-5
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市江南区	(略) 介護付有料老人ホーム きらら ふれあいの社 <u>特別養護老人ホーム かめだ本町の里</u> <u>特別養護老人ホームにこやか</u>	(略) 新潟市江南区平賀 194-1 <u>新潟市江南区亀田 1-4-14</u> <u>新潟市江南区横越中央 5 丁目 2 番 3 号</u>	新潟市江南区	(略) 介護付有料老人ホーム きらら ふれあいの社	(略) 新潟市江南区平賀 194-1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム 道場山穂波の里 <u>特別養護老人ホーム スマイルガーデン黒埼</u>	(略) 新潟市西区寺尾上 6 丁目 17-23 <u>新潟市西区金巻 880 番地 1</u>	新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム 道場山穂波の里	(略) 新潟市西区寺尾上 6 丁目 17-23
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三条市	(略) 特別養護老人ホーム さかえの里 ナーシングホーム <u>三条</u>	(略) 三条市福島新 田丁 1481-1 <u>三条市今井野 田新田 962-3</u>	三条市	(略) 特別養護老人ホーム さかえの里	(略) 三条市福島新 田丁 1481-1
(略)			(略)		
燕市	(略) ニチイケアセンター 燕 <u>介護付有料老人ホ ーム ロングライ フあいこう燕</u>	(略) 燕市杣木 810 <u>燕市小高 1148</u>	燕市	(略) ニチイケアセンター 燕	(略) 燕市杣木 810
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第103号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 被登録資格決定基準日 平成24年12月3日
(ただし、年齢については、平成24年12月16日とする。)
- 2 登 録 日 平成24年12月3日
- 3 縦 覧 期 間 平成24年12月4日

◎新潟県選挙管理委員会告示第104号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

縦 覧 期 間 平成24年12月4日

◎新潟県選挙管理委員会告示第105号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

平成24年12月4日